

事後評価調書(案)

I 事業概要						
事業名	治山事業(水源地域整備事業)					
地区名	新城市七郷一色地区					
事業箇所	新城市七郷一色 地内					
事業のあらまし	<p>本地区は、新城市の北東部に位置し、本地区東部は静岡県境に接している。</p> <p>本地区内には豊川水系上流の水源地となる大島ダムの貯水地及び新城市東部・南東部簡易水道施設があり、水資源の確保上、非常に重要な水源地域である。</p> <p>さらに本地区の地質は、圧砕岸、変成岩(黒色変岩・緑色片岩)、火山性岩石(凝灰岩質岩石・流紋岩質岩石)、深成岩(斑れい岩質岩石)に大別され、地区中央を北東から南西に活断層(リニアメント)が走っており、地質的に脆弱な要素を含んでいる。</p> <p>以上のことから、本事業では、荒廃地・荒廃移行地等の復旧を行う目的で治山ダム・土留工等の治山施設を整備するとともに、間伐が遅れた荒廃森林の水土保持機能を回復させるために森林整備を総合的に実施し、森林の有する水源かん養機能を高度に発揮させている。</p>					
事業目標	<p>【達成(主要)目標】</p> <p>森林の有する水源かん養機能を高度に発揮する。</p> <p>1)本地区内の荒廃した溪流に治山ダム28個を整備することで溪流の浸食防止と不安定土砂礫の安定を図る。</p> <p>2)山腹崩壊地に土留工3個を整備することで崩壊地の拡大防止と植生の回復を図る。</p> <p>3)森林整備を実施することで、森林の水土保持機能の回復を図る。</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>					
事業費	事業費		内訳			
	5.14億円		■工事費 4.61億円、口用補費 億円、■その他 0.53億円			
事業期間	採択年度	平成16年度	着工年度	平成17年度	完成年度	平成22年度
事業内容	治山ダム28個、土留工3個、本数調整伐402.84ha					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>1)地区内の荒廃溪流に治山ダム28個を整備したことで、溪流の安定が図られ下流への土砂流出を防止することができた。</p> <p>2)崩壊した山腹に土留工3個を整備したことで、崩壊地の拡大を防止し、植生の回復を図ることができた。</p> <p>3)間伐が遅れた荒廃森林に対して本数調整伐(間伐)を402.84ha実施したことで、森林の持つ水土保持機能の回復を図ることができた。</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>当該地区の整備により、森林の有する水源かん養機能を高度に発揮させることができたため、事業目標を達成している。</p>				
	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>—</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>—</p>				

②事業効果の 発現状況	【費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化】				
		事前評価時 (H16)	実績 (H27)	備考	
	事業期間		H17～H21	H17～H22	
	事業費	工事費	4.40億円	4.61億円	
		用地補償費	—	—	
		その他	0.84億円	0.53億円	
		合計	5.24億円	5.14億円	
	効果の 算定要因	治山ダムによる 保全面積	13.70ha	13.70ha	
		土留工による 保全面積	0.15ha	0.15ha	
		森林整備による 保全面積	400.00ha	402.84ha	2.84ha 増
【事業期間に対する評価】 事業期間を1年間延長したが、概ね計画どおり完了することができた。					
【事業費に対する評価】 概ね計画どおりの事業費で完了することができた。					
【効果の算定要因に対する評価】 事業を実施することで、概ね計画通りに荒廃森林の整備及び荒廃森林の周囲が保全されたことから、事業効果は概ね計画どおり達成されている。					
③事業実施による環境の変化	事業実施箇所について、事業完了後に定期的な治山施設の安全点検調査を行い、治山施設の機能が十分に発揮されており、山地災害が発生していないことを確認しているため、治山施設及びその周辺区域においては、林内の環境は改善されている。				
Ⅲ 対応方針（案）					
今後の事後評価の必要性	事業目標の達成状況、事業効果の発現状況については、概ね計画どおりに事業を実施することができ、事業効果も発現している。また、事業実施による環境の変化については、林内の環境は改善されているため、今後の事後評価は不要である。				
改善措置の必要性	事業目標が概ね計画どおりに達成されているため、改善措置は不要である。				
同種事業に反映すべき事項	標準的な事業計画、工法で施工しているため、同種事項へ反映すべき事項は特になし。				
Ⅳ 事業評価監視委員会の意見					
Ⅴ 対応方針					